

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の参加者の資格等 ○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正 ○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正 ・道路の区域変更（2件） ・道路の供用開始 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の実施 ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件） ・土地改良区の役員の就退任（3件） <p>◎ 公安委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 ○特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則 ○自転車運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 <p>◎ 選挙管理委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数 	<p>所管課（室）名</p> <p>スマート県庁推進課 福 祉 保 健 課 産 業 政 策 課 道 路 維 持 課 〃</p> <p>スマート県庁推進課 経 営 支 援 課 農 村 整 備 課</p> <p>交 通 企 画 課 〃 〃</p> <p>選挙管理委員会書記室</p>
--	---

告 示

長崎県告示第411号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達する物品の種類
調達する物品の種類は、次のとおりとする。
第3期基幹システム用サーバ等機器及びソフトウェアの賃貸借及び保守
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年6月30日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地

方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第412号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 医療政策課関係						別表（第2条関係） 医療政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～36 略						1～36 略					
37	長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な感染症拡大防止や医療提供体制の整備等を推進する。	次に掲げる事業に要する経費 ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(14) 略 <u>(15) 外来対応医療機関設備整備事業</u> (16) 略 (17) <u>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事</u>	略		37	長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な感染症拡大防止や医療提供体制の整備等を推進する。	次に掲げる事業に要する経費 ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(14) 略 (15) <u>帰国者・接触者外来等設備整備事業</u> (16) 略	略	

業 (18) 外来対応医療 機関確保事業	
38～43 略	38～43 略

長崎県告示第413号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 産業政策課関係						別表（第2条関係） 産業政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略						1 略					
2	長崎県小規模省エネルギー対策推進事業費補助金	原油価格・物価高騰などの影響を受けている県内中小事業者の省エネルギー対策の推進を図る。	省エネルギー設備の導入に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	略	2	長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金	原油価格・物価高騰などの影響を受けている県内中小事業者の省エネルギー対策の推進を図る。	省エネルギー設備等の導入に要する経費	3分の2以内	略
3	特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金	特別高圧電力の価格高騰の影響を受けている県内事業者の負担軽減を図る。	補助対象事業者が使用した特別高圧電力の電気代に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	県内事業者等						
企業振興課関係						企業振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～20 略						1～20 略					
21	長崎県製造業物価高騰対策支援事業費補助金	物価高騰の影響を受けている県内中小製造業者の設備投資を支援し、省力化やDXなど生産性向上につなげることで、賃上げ環境整	次に掲げる事業に要する経費 (1) 研究開発費 (2) 設備投資費 (3) 生産効率化経費 (4) 販路開拓費	2分の1以内又は3分の2以内	県内中小製造業者等						

公 告

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

第3期基幹システム用サーバ等機器及びソフトウェアの賃貸借及び保守

(1) 借入物品及び数量

要求仕様書による。

(2) 借入物品の特質等

要求仕様書による。

(3) 借入期間

令和5年12月1日から令和10年11月30日まで（60か月）

(4) 納入場所及び条件

要求仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別紙要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和5年7月12日17時00分までに提出しなければならない。また、5の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和5年6月30日17時00分

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1
(名称) 長崎県総務部スマート県庁推進課
(電話) 095-895-2233
- 6 契約条項を示す場所
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
(場所) 長崎県総務部スマート県庁推進課
長崎県総務部スマート県庁推進課のホームページ上にも掲載する。
<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/>
(期日) この公告の日から令和5年6月30日17時00分まで
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室
(期日) 令和5年7月26日13時30分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和5年7月25日17時00分(必着)
(提出先) 長崎県総務部スマート県庁推進課
(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき(機能証明書を提出していない者又は機能証明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む)。
 - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
 - (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
 - (15) 代理人が入札したとき。
 - (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
 - (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
 - (18) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。
 - (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Contract for lease and maintenance of Production Servers for the tertiary Backbone system.
 - (2) Lease period:
December 1, 2023 through November 30, 2028
 - (3) Delivery place:
Please see attached information
 - (4) Time-limit for tender by registered Mail:
5:00 pm. July 25, 2023
 - (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 pm. July 26, 2023
 - (6) Point of contact :
Information Technology Division,
Smart Prefecture Development Division,
Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2233

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
対馬ショッピングセンター
長崎県対馬市美津島町雞知字陽樽ノ濱乙505-1
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
対馬市長 比田勝 尚喜
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び対馬市観光交流商工部観光商工課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン夢彩都
長崎県長崎市元船町14番49外
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、平成諫早湾干拓土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 開 博 俊	諫早市小長井町井崎302	山 開 博 俊	諫早市小長井町井崎302
町 田 浩 徳	雲仙市千々石町丙1116- 1	町 田 浩 徳	雲仙市千々石町丙1116- 1
松 山 哲 治	雲仙市愛野町乙816- 7	松 山 哲 治	雲仙市愛野町乙816- 7
杉 田 泰 章	島原市寺中町丙2497	杉 田 泰 章	島原市寺中町丙2497
廣 瀬 昌 徳	島原市有明町大三東戊1472- 4	廣 瀬 昌 徳	島原市有明町大三東戊1503
荒 木 大 作	雲仙市千々石町丙2474	宮 本 貞 治 郎	雲仙市瑞穂町西郷丁308
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
梅 本 太	雲仙市吾妻町阿母名1784- 1	梅 本 太	雲仙市吾妻町阿母名1784- 1
柳 龍 介	島原市津吹町乙208- 3	柳 龍 介	島原市津吹町乙208- 3
松 永 隆 志	諫早市福田町 8 -36		

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、湯江土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
赤 司 義 博	諫早市高来町東平原31	赤 司 義 博	諫早市高来町東平原31
谷 口 和 敏	諫早市高来町三部老483- 1	谷 口 和 敏	諫早市高来町三部老483- 1
佐 藤 均 蔵	諫早市高来町町名27	佐 藤 均 蔵	諫早市高来町町名27
宮 副 正 明	諫早市高来町里233- 2	宮 副 正 明	諫早市高来町里233- 2
市 田 初 義	諫早市高来町溝口410	市 田 初 義	諫早市高来町溝口410
古 川 勝	諫早市高来町泉126- 2	古 川 勝	諫早市高来町泉126- 2
水 口 勝 也	諫早市高来町黒崎395- 1	前 田 憲 治	諫早市高来町黒崎390
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
岡 春 喜	諫早市高来町溝口418	岡 春 喜	諫早市高来町溝口418

前 田 俊 明	諫早市高来町三部壺430- 1	嘉 村 徹	諫早市高来町里172
山 崎 伸	諫早市高来町三部壺392- 3	水 口 勝 也	諫早市高来町黒崎395- 1

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小ヶ倉ため池土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
真 崎 賞 親	諫早市黒崎町340番地	真 崎 賞 親	諫早市黒崎町340番地
石 島 修 二	諫早市長野町1426番地	平 野 政 春	諫早市川内町1824番地
馬 場 誠 治	諫早市小野町747番地第2	森 永 隆 彰	諫早市小野町981番地
應 戸 憲一郎	諫早市赤崎町229番地	西 村 一 美	諫早市赤崎町643番地
田 淵 靖 博	諫早市赤崎町691番地	高 橋 和 喜	諫早市赤崎町187番3
樋 口 悟	諫早市森山町下井牟田402番地	藤 山 篤 美	諫早市小野島町1373番地
松 島 信 幸	諫早市小野島町3088番地	藤 山 義 秋	諫早市小野島町906番地
山 崎 敏 幸	諫早市川内町308番地	中 西 俊 明	諫早市小野島町350番地
永 尾 正 邦	諫早市川内町353番地2	西 村 勝 明	諫早市宗方町407番地
毎 熊 正 美	諫早市川内町700番地	石 島 修 二	諫早市長野町1426番地
西 村 勝 明	諫早市宗方町407番地	岩 永 昭 吾	諫早市川内町2658番地
井 手 正 純	諫早市森山町下井牟田467番地1	松 本 保	諫早市森山町下井牟田1537番地1
土 井 照 政	諫早市森山町下井牟田1565番地	井 手 正 純	諫早市森山町下井牟田467番地1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
坂 本 孝 喜	諫早市森山町下井牟田2034番地1	永 尾 悟	諫早市川内町386番地
西 山 末 徳	諫早市小野島町1120番地	藤 山 廣 志	諫早市小野島町2061番地
上 島 政 隆	諫早市川内町538番地1	坂 本 孝 喜	諫早市森山町下井牟田2034番地1
原 孝 夫	諫早市森山町下井牟田2222番地		

公安委員会規則

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月13日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第12号

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(車両通行止め、歩行者用道路等の交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定により、車両通行止め及び歩行者用道路並びにこれらに関連した指定方向外進行禁止の交通規制から除外する車両は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車の標章（以下この条において単に「標章」という。）を掲出しているもの</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 道路の維持管理又は道路の附属物、信号機若しくは道路標識等の設置若しくは維持管理のため使用中の車両</p> <p>エ～ス 略</p> <p>2～8 略</p> <p>(駐車禁止の対象から除外する車両)</p> <p>第8条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止の規制から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているもの</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 道路の維持管理又は道路の附属物、信号機若しくは道路標識等の設置若しくは維持管理のため使用中の車両</p> <p>エ～ソ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2～9 略</p> <p>(署長の駐車許可)</p> <p>第9条 法第45条第1項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が<u>次の各号のいずれにも該当する場合に行う</u>ものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(署長に委任する交通規制)</p> <p>第10条 法第5条第1項の規定により公安委員会が署長に委任する交通規制は、令第3条の2第1項各号に<u>掲げる道路標識等によるものとする。</u></p> <p>(臨時適正検査の通知等)</p> <p>第42条 法第102条第4項に規定する臨時適性検査を行う場合において、同条第6項又は第107条の4第1項に規定す</p>	<p>(車両通行止め、歩行者用道路等の交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定により、車両通行止め及び歩行者用道路並びにこれらに関連した指定方向外進行禁止の交通規制から除外する車両は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車の標章（以下この条において単に「標章」という。）を掲出しているもの</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 道路の維持管理又は道路の付属物、信号機若しくは道路標識等の設置若しくは維持管理のため使用中の車両</p> <p>エ～ス 略</p> <p>2～8 略</p> <p>(駐車禁止の対象から除外する車両)</p> <p>第8条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止の規制から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているもの</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 道路の維持管理又は道路の付属物、信号機若しくは道路標識等の設置若しくは維持管理のため使用中の車両</p> <p>エ～ソ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2～9 略</p> <p>(署長の駐車許可)</p> <p>第9条 法第45条第1項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、<u>次の各号のいずれにも該当する場合に、</u>許可するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(署長に委任する交通規制)</p> <p>第10条 法第5条第1項の規定により公安委員会が署長に委任する交通規制は、令第3条の2第1項各号に<u>規定するものとする。</u></p> <p>(臨時適正検査の通知等)</p> <p>第42条 第102条第4項に規定する臨時適性検査を行う場合において、同条第6項又は第107条の4第1項に規定する</p>

<p>る臨時適性検査の通知は、別記様式第38号の通知書により行うものとする。</p> <p>2 法第90条第8項、第102条第4項又は第103条第6項に規定する適性検査の受検命令にあっては別記様式第38号の2の適性検査受検命令書により、診断書を提出すべき旨の命令にあっては別記様式第38号の3の診断書提出命令書により行うものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(免許証の記載事項の変更届出、再交付及び申請による取消し)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請及び法第104条の4第1項の規定による取消しの申請は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(免許証の更新の申請等)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 施行規則第29条第3項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第30条の9第3項の規定による申請書への写真の添付は、免許証の即日交付の場合は、これを要しない。ただし、当該申請を行う者が、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は法第103条第1項若しくは第103条の2第1項の規定により運転免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。</p> <p>(取消処分者講習)</p> <p>第48条 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を受けようとする者は、公安委員会に申し出て講習の日時及び場所の指定を受けるものとする。この場合において、講習の場所として試験場を指定されたときにあっては運免課長を経由して公安委員会に、法第108条の4第1項第1号の規定による指定講習機関に指定されたときにあっては当該指定講習機関にそれぞれ申請するものとする。</p> <p>(停止処分者講習)</p> <p>第49条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受けようとする者は、運転免許の保留若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。</p> <p>(大型車講習等)</p> <p>第50条 法第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる講習を受けようとする者は、同条第3項の規定により講習の実施を委託された者を経由して申込みを行った後、署長を経由して公安委員会に申請するものとする。</p> <p>(原付講習)</p> <p>第51条 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習を受けようとする者は、試験場で受講する場合にあっては運免課長を、試験場以外の場所で受講する場合にあっては当該受講場所の所在地を管轄する署長をそれぞれ經由して公安委員会に申請するものとする。</p> <p>(初心運転者講習)</p> <p>第52条 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を受けようとする者は、法第108条の4第1項第2号の規定による</p>	<p>臨時適性検査の通知は、別記様式第38号の通知書によって行うものとする。</p> <p>2 法第90条第8項又は第103条第6項に規定する適性検査の受検命令は別記様式第38号の2の命令書によって、診断書を提出すべき旨の命令は別記様式第38号の3の提出命令書によって行うものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(免許証の記載事項の変更届出、再交付及び申請による取消し)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請及び第104条の4第1項の規定による取消しの申請は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(免許証の更新の申請等)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 施行規則第29条第3項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第30条の9第3項の規定による申請書への写真の添付は、免許証の即日交付の場合は、これを要しない。ただし、当該申請を行う者が、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は第103条第1項若しくは第103条の2第1項の規定により運転免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。</p> <p>(取消処分者講習)</p> <p>第48条 法第108条の2第1項第2号に規定する講習を受けようとする者は、公安委員会に申し出て、講習の日時及び場所の指定を受けるものとする。この場合において、講習の場所を試験場と指定された者については運免課長を経由して公安委員会に、法第108条の4第1項第1号に規定する指定講習機関に指定された者については当該指定講習機関に申請するものとする。</p> <p>(停止処分者講習)</p> <p>第49条 法第108条の2第1項第3号に規定する講習を受けようとする者は、運転免許の保留、運転免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。</p> <p>(大型車講習等)</p> <p>第50条 法第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に規定する講習を受けようとする者は、同条第3項により講習の実施を委託された者を経由して申込みを行った後、署長を経由して公安委員会に申請するものとする。</p> <p>(原付講習)</p> <p>第51条 法第108条の2第1項第6号に規定する講習を受けようとする者は、試験場で受講する場合にあっては運免課長、試験場以外で受講する場合にあっては受講場所を管轄する署長を経由して公安委員会に申請するものとする。</p> <p>(初心運転者講習)</p> <p>第52条 法第108条の2第1項第10号に規定する講習を受けようとする者は、法第108条の4第1項第2号の規定による</p>
--	--

指定講習機関に申請するものとする。

(更新を受けようとする者に対する講習)

第53条 法第108条の2第1項第11号に掲げる更新を受けようとする者に対する講習を受けようとする者(更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者を除く。)は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(特定失効者又は特定取消処分者に対する講習)

第54条 法第108条の2第1項第11号に掲げる特定失効者又は特定取消処分者に対する講習を受けようとする者(いずれも運転免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者を除く。)は、公安委員会に申し出た後、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(高齢者講習)

第55条 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(以下「高齢者講習」という。)を受けようとする者は、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

2 略

(違反者講習)

第56条 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習を受けようとする者は、指定された講習の実施日に、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(若年運転者講習)

第57条 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けようとする者は、講習の場所として試験場を指定された場合にあっては運免課長を経由して公安委員会に、法第108条の4第1項第3号の規定による指定講習機関を指定された場合にあっては当該指定講習機関にそれぞれ申請するものとする。

(特定小型原動機付自転車運転者講習)

第58条 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習を受けようとする者は、長崎県警察本部交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(自転車運転者講習)

第58条の2 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習を受けようとする者は、交通企画課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(特定任意講習)

第59条 法第108条の2第2項に規定する講習で運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第2条に規定する基準に適合するものを受けようとする者は、公安委員会に申し出て講習の日時及び場所の指定を受けた後、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(地域交通安全活動推進委員協議会の設置区域)

第62条 法第108条の30第1項の規定により公安委員会が定める区域については、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年長崎県条例第24号)で定める警察署の管轄区域とする。

り指定された指定講習機関に申請するものとする。

(更新を受けようとする者に対する講習)

第53条 法第108条の2第1項第11号に規定する更新を受けようとする者に対する講習を受けようとする者(更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者を除く。)は、公安委員会に申し出て更新を受けようとする者に対する講習の日時及び場所の指定を受けた後、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(特定失効者又は特定取消処分者に対する講習)

第54条 法第108条の2第1項第11号に規定する特定失効者又は特定取消処分者(いずれも運転免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者を除く。)に対する講習を受けようとする者は、公安委員会に講習の申出を行った後、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(高齢者講習)

第55条 高齢者講習(法第108条の2第1項第12号に規定する講習をいう。以下この条において同じ。)を受けようとする者は、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

2 略

(違反者講習)

第56条 法第108条の2第1項第13号に規定する講習を受けようとする者は、指定された講習の実施日に、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(若年運転者講習)

第57条 法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受けようとする者は、講習の場所として試験場を指定された者については運免課長を経由して公安委員会に、法第108条の4第1項第3号に規定する指定講習機関を指定された者については当該指定講習機関に申請するものとする。

(自転車運転者講習)

第58条 法第108条の2第1項第15号に規定する講習を受けようとする者は、長崎県警察本部交通部交通企画課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(特定任意講習)

第59条 法第108条の2第2項に規定する講習で運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第1条で定める基準に適合するものを受けようとする者は、公安委員会に申し出て講習の日時及び場所の指定を受けた後、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(地域交通安全活動推進委員協議会の設置区域)

第62条 法第108条の30第1項の規定により公安委員会が定める区域については、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年長崎県条例第24号)に定める警察署の管轄区域とする。

「
別記様式第38号の3中 道路交通法施行規則 第18条の4第2項 第29条の3第4項 に規定する要件を満たす医師の を 道
」

第18条の4第2項
道路交通法施行規則 第29条の3第4項 に規定する要件を満たす医師の に、「道路交通法施行規則第18条の
第29条の5第2項 」

4第2項及び第29条の5第2項」を「道路交通法施行規則第18条の4第2項、第29条の3第4項又は第29条の5
第2項」に改める。

別記様式第38号の4中「道路交通法第102条第 項による臨時適性検査」を「道路交通法第102条第 項の
規定による臨時適性検査」に改める。

別記様式第38号の4及び別記様式第38号の5中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に「記憶力・判断力が
低くなっている」を「認知症のおそれがある」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作
成したものとみなす。

特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則をここに公布する。

令和5年6月13日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第13号

特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第15号に掲げる講習（以
下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政
令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び長崎県道路交通法
施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(受領書の徴収)

第2条 府令第38条の4の4第1項に規定する命令書（以下「受講命令書」という。）を交付したときは、別記
様式第1号の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書を徴するものとする。

(他の都道府県公安委員会への通知)

第3条 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第108条の3の5第1項の規定による命令（以
下「受講命令」という。）を受ける者（以下「被命令者」という。）の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄
区域内にあるときは、別記様式第2号の命令通知書を当該他の都道府県公安委員会に送付するものとし、必要
に応じ、受講命令の執行を依頼するものとする。

(他の都道府県公安委員会からの依頼に基づく受講命令の執行)

第4条 他の都道府県公安委員会からの依頼に基づき受講命令を執行したときは、当該他の都道府県公安委員会
に対し、別記様式第3号の命令執行通知書により通知するものとする。

2 他の都道府県公安委員会から受講命令の執行の依頼を受けた場合において、被命令者の住所が不明であるた
め当該受講命令の執行ができないときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、別記様式第4号の命令書返送
書により受講命令書を返送するものとする。

(受講の申請)

第5条 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講の申請は、別記様式第5号の特定小型原動機付自転車運転者
講習受講申請書を提出して行うものとする。

(終了証書の交付等)

第6条 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者からの申出により、別記様式第6号の
特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（以下「終了証書」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により終了証書の交付を受けた者は、当該終了証書を亡失し、滅失し、又は棄損したときは、別

記様式第7号の再交付申請書を提出して終了証書の再交付を申請することができる。

(細目の委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

長崎県公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	午前 年 月 日 時 分から 午後

別記様式第2号（第3条関係）

<p>公安委員会 殿</p>	<p>長公委（交企）第 号 年 月 日</p>
<p>長崎県公安委員会</p>	
<p>命令通知書</p>	
<p>当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の受講命令を決定したので、通知する。</p>	
<p>記</p>	
住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反) 違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に 貴公安委員会への命令執行依頼 特定小型原動機付自転車 運転者講習の実施
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付済み ・ 未交付 ・ あり ・ なし ・ 当公安委員会 ・ 貴公安委員会

別記様式第3号（第4条関係）

	長公委（交企）第 号 年 月 日
公安委員会 殿	
	長 崎 県 公 安 委 員 会
命令執行通知書	
貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので、通知する。	
記	
住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日～ 年 月 日)
備 考	

別記様式第4号（第4条関係）

長公委（交企）第 号
年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会

命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する受講命令については、被命令者の住所が不明であることから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
備 考	

別記様式第5号（第5条関係）

<h2 style="margin: 0;">特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書</h2>	
年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
住所	
氏名	
年 月 日生（ 歳 ）	
道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車 運転者講習の受講を申請いたします。	
講習場所	
講習日時	年 月 日 午前・後 時 分から
講 習 手 数 料	証紙貼付け欄

別記様式第6号（第6条関係）

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であるこ
とを証明する。

年 月 日

長崎県公安委員会

別記様式第7号（第6条関係）

年 月 日

再交付申請書

長崎県公安委員会 殿

住所

氏名

年 月 日生

私は、 年 月 日に において特定小型原動機付自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の再交付を申請します。

記

理 由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 棄損
備 考	

自転車運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月13日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第14号

自転車運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

自転車運転者講習の実施に関する規則（平成27年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第16号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(受領書の徴収)</p> <p>第2条 府令第38条の4の4第2項に規定する命令書（以下「受講命令書」という。）を交付したときは、別記様式第1号の<u>自転車運転者講習受講命令書受領書</u>を徴するものとする。</p> <p>(他の都道府県公安委員会への通知)</p> <p>第3条 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第108条の3の5第2項の規定による命令（以下「<u>受講命令</u>」という。）を受け取る者（以下「被命令者」という。）の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、別記様式第2号の命令通知書を当該他の都道府県公安委員会に送付するものとし、必要に応じ、受講命令の執行を依頼するものとする。</p> <p>(終了証書の交付等)</p> <p>第6条 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者からの申出により、別記様式第6号の<u>自転車運転者講習終了証書</u>（以下「終了証書」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定により終了証書の交付を受けた者は、当該終了証書を亡失し、滅失し、又は棄損したときは、別記様式第7号の再交付申請書を提出して終了証書の再交付を申請することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第15号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(受領書の徴収)</p> <p>第2条 府令第38条の4の4に規定する命令書（以下「<u>受講命令書</u>」という。）を交付したときは、別記様式第1号の<u>自転車運転者受講命令書受領書</u>を徴するものとする。</p> <p>(他の都道府県公安委員会への通知)</p> <p>第3条 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第108条の3の5の規定による命令（以下「<u>受講命令</u>」という。）について、当該受講命令を受け取る者（以下「被命令者」という。）の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、別記様式第2号の命令通知書を当該他の都道府県公安委員会に送付するものとし、必要に応じ、受講命令の執行を依頼するものとする。</p> <p>(終了証書の交付)</p> <p>第6条 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者からの申出により、別記様式第6号の<u>自転車運転者講習終了証書</u>を交付するものとする。</p>

別記様式第2号、別記様式第3号及び別記様式第4号中

「 年 月 日」を

「 長公委（交企）第 号
年 月 日」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「通知する」を「、通知する」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「第15号」を「第16号」に改める。

別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

別記様式第7号（第6条関係）

年 月 日				
再交付申請書				
長崎県公安委員会 殿				
住所				
氏名				
年 月 日生				
<p>私は、 年 月 日に において自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、自転車運転者講習終了証書の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">理 由</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 棄損 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">備 考</td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	理 由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 棄損	備 考	
理 由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 棄損			
備 考				

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和5年6月13日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葦本 昭晴

- | | |
|----------------------------|----------|
| 1 50分の1の数 | 21,960 人 |
| 2 総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と | |

40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	237,247	人
3 県議会議員選挙区別の3分の1の数		
長 崎 市	113,883	人
佐世保市・北松浦郡	71,364	人
島 原 市	12,042	人
諫 早 市	37,339	人
大 村 市	26,522	人
平 戸 市	8,287	人
松 浦 市	6,000	人
対 馬 市	8,112	人
壱 岐 市	7,019	人
五 島 市	10,102	人
西 海 市	7,319	人
雲 仙 市	11,682	人
南島原市	12,169	人
西彼杵郡	19,066	人
東彼杵郡	9,887	人
南松浦郡	5,203	人

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
二二二
一一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市
榑島町八番十二号

株式会社
寺田
クイック
プリン
宏
弥ト